

発議第3号

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及びつくばみらい市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和3年5月20日提出

つくばみらい市議会議長 伊藤 正実 様

提出者 つくばみらい市議会議員 高木 寛房

賛成者 つくばみらい市議会議員 横田 透

賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

賛成者 つくばみらい市議会議員 今川 英明

賛成者 つくばみらい市議会議員 古川よし枝

賛成者 つくばみらい市議会議員 中山 栄一

賛成者 つくばみらい市議会議員 染谷 礼子

賛成者 つくばみらい市議会議員 鐘ヶ江礼生奈

提案理由

全国市議会議長会において「標準市議会会議規則」の一部改正に伴い、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、委員会の欠席事由を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るものです。また、委員会における定足数の定義について明文化を図るため、委員会条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくばみらい市議会委員会条例（平成18年つくばみらい市条例第143号）の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第1章 総則（第1条—第18条）
- 第2章 審査（第19条—第37条）
- 第3章 発言（第38条—第46条）
- 第4章 表決（第47条—第50条）
- 第5章 秘密会（第51条・第52条）
- 第6章 公聴会（第53条—第58条）
- 第7章 参考人（第59条）
- 第8章 委員会の記録（第60条—第62条）
- 第9章 規律（第63条—第65条）
- 第10章 補則（第66条）

」を

- 「第1章 総則（第1条—第19条）
- 第2章 審査（第20条—第38条）
- 第3章 発言（第39条—第47条）
- 第4章 表決（第48条—第51条）
- 第5章 秘密会（第52条・第53条）
- 第6章 公聴会（第54条—第59条）
- 第7章 参考人（第60条）
- 第8章 委員会の記録（第61条—第63条）
- 第9章 規律（第64条—第66条）
- 第10章 補則（第67条）

」に改める。

第12条第1項中「、事故のため」を「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「、日数を定めて」を「、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第66条を第67条とし、第18条から第65条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の1条を加える。

（定足数）

第18条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第29条（委員長、副委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のための半数に達しないときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくばみらい市議会委員会条例(平成18年つくばみらい市条例第143号)新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則(第1条—第19条)</u></p> <p>第2章 <u>審査(第20条—第38条)</u></p> <p>第3章 <u>発言(第39条—第47条)</u></p> <p>第4章 <u>表決(第48条—第51条)</u></p> <p>第5章 <u>秘密会(第52条・第53条)</u></p> <p>第6章 <u>公聴会(第54条—第59条)</u></p> <p>第7章 <u>参考人(第60条)</u></p> <p>第8章 <u>委員会の記録(第61条—第63条)</u></p> <p>第9章 <u>規律(第64条—第66条)</u></p> <p>第10章 <u>補則(第67条)</u></p> <p>附則</p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第12条 <u>委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則(第1条—第18条)</u></p> <p>第2章 <u>審査(第19条—第37条)</u></p> <p>第3章 <u>発言(第38条—第46条)</u></p> <p>第4章 <u>表決(第47条—第50条)</u></p> <p>第5章 <u>秘密会(第51条・第52条)</u></p> <p>第6章 <u>公聴会(第53条—第58条)</u></p> <p>第7章 <u>参考人(第59条)</u></p> <p>第8章 <u>委員会の記録(第60条—第62条)</u></p> <p>第9章 <u>規律(第63条—第65条)</u></p> <p>第10章 <u>補則(第66条)</u></p> <p>附則</p> <p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第12条 <u>委員は、事故のため</u> <u>欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>委員は、出産のため欠席するときは、日数を定めて</u> <u>、</u></p>

あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(定足数)

第18条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第29条(委員長、副委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のための半数に達しないときは、この限りでない。

(定足数に関する措置)

第19条 (略)

(議題の宣告)

第20条 (略)

(一括議題)

第21条 (略)

(審査順序)

第22条 (略)

(出席説明の要求)

第23条 (略)

(資料要求)

第24条 (略)

(先決動議の表決順序)

第25条 (略)

(動議の撤回)

第26条 (略)

(委員の議案修正)

あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(新設)

(定足数に関する措置)

第18条 (略)

(議題の宣告)

第19条 (略)

(一括議題)

第20条 (略)

(審査順序)

第21条 (略)

(出席説明の要求)

第22条 (略)

(資料要求)

第23条 (略)

(先決動議の表決順序)

第24条 (略)

(動議の撤回)

第25条 (略)

(委員の議案修正)

第27条 (略)

(連合審査会)

第28条 (略)

(委員長、副委員長及び委員の除斥)

第29条 (略)

(除斥委員の傍聴禁止)

第30条 (略)

(証人出頭又は記録提出の要求)

第31条 (略)

(所管事務等の調査)

第32条 (略)

(委員の派遣)

第33条 (略)

(委員会の再審査)

第34条 (略)

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第35条 (略)

(委員会の報告書)

第36条 (略)

(閉会中の継続審査)

第37条 (略)

(委員会の公開)

第38条 (略)

第26条 (略)

(連合審査会)

第27条 (略)

(委員長、副委員長及び委員の除斥)

第28条 (略)

(除斥委員の傍聴禁止)

第29条 (略)

(証人出頭又は記録提出の要求)

第30条 (略)

(所管事務等の調査)

第31条 (略)

(委員の派遣)

第32条 (略)

(委員会の再審査)

第33条 (略)

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第34条 (略)

(委員会の報告書)

第35条 (略)

(閉会中の継続審査)

第36条 (略)

(委員会の公開)

第37条 (略)

(発言の許可)

第39条 (略)

(委員の発言)

第40条 (略)

(発言内容の制限)

第41条 (略)

(委員外議員の発言)

第42条 (略)

(委員長の発言)

第43条 (略)

(発言時間の制限)

第44条 (略)

(質疑又は討論の終了)

第45条 (略)

(表決時の発言制限)

第46条 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第47条 (略)

(表決の問題の宣告)

第48条 (略)

(起立又は挙手等による表決)

第49条 (略)

(簡易表決)

(発言の許可)

第38条 (略)

(委員の発言)

第39条 (略)

(発言内容の制限)

第40条 (略)

(委員外議員の発言)

第41条 (略)

(委員長の発言)

第42条 (略)

(発言時間の制限)

第43条 (略)

(質疑又は討論の終了)

第44条 (略)

(表決時の発言制限)

第45条 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第46条 (略)

(表決の問題の宣告)

第47条 (略)

(起立又は挙手等による表決)

第48条 (略)

(簡易表決)

第50条 (略)

(表決の順序)

第51条 (略)

(秘密会の開会及び指定者以外の退場)

第52条 (略)

(秘密会の記録)

第53条 (略)

(公聴会開催の手続)

第54条 (略)

(意見を述べる者の申出)

第55条 (略)

(公述人の決定)

第56条 (略)

(公述人の発言)

第57条 (略)

(委員と公述人の質疑)

第58条 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第59条 (略)

(参考人)

第60条 (略)

(委員会の記録)

第61条 (略)

第49条 (略)

(表決の順序)

第50条 (略)

(秘密会の開会及び指定者以外の退場)

第51条 (略)

(秘密会の記録)

第52条 (略)

(公聴会開催の手続)

第53条 (略)

(意見を述べる者の申出)

第54条 (略)

(公述人の決定)

第55条 (略)

(公述人の発言)

第56条 (略)

(委員と公述人の質疑)

第57条 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第58条 (略)

(参考人)

第59条 (略)

(委員会の記録)

第60条 (略)

(委員会の記録と公開)

第62条 (略)

(委員会の記録の保存年限)

第63条 (略)

(携帯品)

第64条 (略)

(議事妨害の禁止)

第65条 (略)

(資料等印刷物の配布の許可)

第66条 (略)

(委任)

第67条 (略)

(委員会の記録と公開)

第61条 (略)

(委員会の記録の保存年限)

第62条 (略)

(携帯品)

第63条 (略)

(議事妨害の禁止)

第64条 (略)

(資料等印刷物の配布の許可)

第65条 (略)

(委任)

第66条 (略)